日本学術会議における意思の表出について

平成29年2月15日 日本学術会議事務局企画課

日本学術会議の「意思の表出※」」の類型

	種類	表出主体	定義
	勧告	学術会議	日本学術会議 <u>法の規定</u> に基づき政府に勧告 するもの
「実現を望む」側面が強い	要望	学術会議	日本学術会議が政府及び関係機関等に <u>実現</u> <u>を望む</u> 意思表示をするもの
	提言	委員会等 (※2)	委員会等(※2)が <u>実現を望む</u> 意見等を発表する もの
政府等からの	答申	学術会議	政府からの諮問(法に基づくもの)に対し、意 見を具申するもの
依頼への対応	回答	学術会議	関係機関からの <u>審議依頼(法に基づく「諮問」を除く)</u> に対し、日本学術会議が回答するもの
その他 (要望的事項を	声明	学術会議	日本学術会議がその目的を遂行するために 特に必要と考えられる事項について、意見等 を発表するもの
会むことも可)	報告	委員会等 (※2)	委員会等(※2)の <u>審議結果</u> を発表するもの

(※1)本学術会議会則においては、要望・声明・提言・報告・回答の5つを、「意思の表出」としている(狭義の意思の表出)。 ただし本資料では、会則の「意思の表出」に加え、法律に一定の根拠を持つ勧告・答申も含めて「(広義の)意思の表出」としている。 (※2)この資料で「委員会等」とは、部、委員会、分科会、若手アカデミーを指す。

科学者の倫理・規範に関する過去の主な報告・声明

	声明(昭和55年1月)		
声明の名称	科学者憲章について		
規範の名称	科学者憲章		
声明の 主な内容	①憲章作成の背景、②憲章本体		



※「「科学者の行動規範」と「日本学術会議憲章」と の両者が、平成17年改革以降に、「科学者の行動 規範」を受けて作成されたもの

	対外報告 (平成17年9月)	
報告の名称	科学におけるミスコンダクトの現状と対策	
規範の名称	規範なし(科学者コミュニティへの提言はあり)	
報告の 主な内容	科学者コミュニティに対し、倫理性を向上し、 ミスコンダクトを防止ように訴えたもの	

,		声明 (平成18年10月)		
'	声明の名称	科学者の行動規範について		
	規範の名称	科学者の行動規範		
	声明の 主な内容	①規範作成の背景、②規範本体 ③規範実現への提言		

<補助規範あり>

	報告 (平成24年11月)	
報告の名称	科学・技術のデュアルユース問題に関する検討報告	
規範の名称	科学・技術の用途の両義性に関わる規範 (「科学者の行動規範」の補助規範)	
報告の 主な内容	①規範作成の背景、②規範本体 ③規範の展開への提言 等	



議論に影響(素材の一つ)			
			声明 (平成25年10月)
		声明の名称	科学者の行動規範-改訂版-
		規範の名称	科学者の行動規範
		声明の 主な内容	①規範改訂の背景、②規範本体

3

過去の「意思の表出」の議決手続き(例)

- ○意思の表出の案の「提案者」は、意思の表出の案を審議した会議体の長が担うのが通常。
- 〇総会に議案を提出できるのは「会長」又は「副会長」又は「30人以上の会員」(日本学術会議細則)。

議決時期	声明等の名称	声明等を審議した 会議の名称	声明等の 提案者	議決した 会議
平成18年	声明「科学者の行動規範について」	科学者の行動規範に関す る検討委員会	委員長 兼副会長	総会
平成19年	声明「博物館の危機をのりこえる ために」	学術·芸術資料保全体制 検討委員会	委員長	幹事会
平成20年	声明「日本学術会議憲章」	憲章起草委員会	委員長 兼副会長	総会
平成21年	要望「宇宙科学推進に関する要望」	物理学委員会	委員長	幹事会
平成22年	提言「日本の展望ー学術からの 提言2010」	日本の展望委員会	委員長 兼会長	総会
平成22年	勧告「総合的な科学・技術政策の確立によ る科学・技術研究の持続的振興に向けて」	幹事会 (日本の展望委員会の 検討に基づき、幹事会で審議)	会長 ※幹事会の議長	幹事会
平成25年	声明「科学者の行動規範 - 改訂版 - 」	日本学術会議改革検証 委員会(下部の分科会で審議し、 委員会で取りまとめ)	委員長 兼会長	幹事会

安全保障と学術に関する委員会における「意思の表出」の議決に関する主な選択肢

	意思の表出の種類 (表出主体)	意思の表出案を 審議する会議	提案者	議決する 会議
案1	声明等 (表出主体が学術会議)	委員会 (安全保障と学術に 関する検討委員会)	委員長	幹事会(※1)
案2	報告等 (表出主体が委員会等)	委員会 (安全保障と学術に 関する検討委員会)	委員長	幹事会(※1)
案3	声明等 (表出主体が学術会議)	幹事会 (委員会の検討に基づき、 幹事会が意思の表出案を審議)	会長 (幹事会の議長)	総会(※2)

〇以上はあくまで例であり、規定上はその他にも選択肢が存在。

- (※1)幹事会が「意思の表出(案)」を議決する前に、総会で意見交換(審議経過報告等)を行うことは可能
- (※2)総会に議案を提出できるのは「会長」又は「副会長」又は「30人以上の会員」(日本学術会議細則)

(参考)日本学術会議細則

(常置の委員会の設置)

第10条 機能別委員会は、別表第2のとおり設置することとし、運営に関する事項は、幹事会が定める。

別表第2

委員会名	委員長	職務
選考委員 会	会長	会員及び連携会員の選考(会則第8条)
科学者委員会	会則第5条第1号 に規定する職務 を行う副会長	科学者の在り方、人権及び自由交流に関すること、 科学における男女共同参画に関すること、 会員及び連携会員の辞職(会則第9条第3項、同第13条第2項)、 会員及び連携会員の退職(会則第10条第2項、同第14条第2項)、 地区会議に関すること、 日本学術会議協力学術研究団体に関すること、 その他科学者間の連携に関すること
科学と社会 委員会	会則第5条第2号 に規定する職務 を行う副会長	勧告、要望及び声明の内容等の検討(幹事会決定事項)、 総合科学技術・イノベーション会議との連携に資するための審議課 題の検討、 国民の科学に対する理解の増進、 その他学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること
国際委員会	会則第5条第3号 に規定する職務 を行う副会長	学術会議における国際活動の調整、その他学術会議の国際的対応 に関すること

5